

改正

平成14年6月17日条例第21号

平成20年12月24日条例第37号

平成25年2月27日条例第1号

吉川市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、吉川市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

**第2条** 政務活動費は、吉川市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

**第3条** 政務活動費は、毎月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額20,000円を乗じて得た額を交付する。

2 政務活動費は、半期ごとに交付するものとし、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了の日の属する月の前月までの月数分を交付する。

3 1の半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。ただし、半期の途中において、議員の任期満了に伴う選挙により選出された議員が初めて会派を結成した場合は、当該会派を結成した日の属する月の月分から政務活動費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

5 政務活動費は、交付の月の20日（以下「交付日」という。）に交付する。ただし、その日が休日に当たる場合は、その翌日とする。

(所属議員数の異動に伴う調整)

**第4条** 政務活動費の交付を受けた会派が、1の半期の途中において所属議員の数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員の数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員の数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が、1の半期の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

**第5条** 政務活動費は、会派が行う研究研修、調査旅費、資料作成、資料購入、広報、広聴、事務費（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（経理責任者）

**第6条** 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出）

**第7条** 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散の日から30日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

**第8条** 市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

（収支報告書の保存）

**第9条** 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（透明性の確保）

**第10条** 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議会規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則** (平成14年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成20年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成25年条例第1号)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

2 この条例による改正後の吉川市政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の吉川市政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

**別表** (第5条関係)

項目	内容
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費(会場費、機材借り上げ費、講師謝金、出席者負担金、交通費、旅費、宿泊費等)
調査旅費	会派の行う調査研究活動のため必要な先進地調査等に要する経費(交通費、旅費、宿泊費)
資料作成費	会派の行う調査研究活動のため必要な資料の作成に要する経費(印刷製本費、翻訳料等)
資料購入費	会派の行う調査研究活動のため必要な図書、資料等の購入に要する経費(参考図書代等)

広報費	会派が行った調査研究結果の報告並びに議会活動及び市の政策について地域住民にPRするために要する経費（広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等）
広聴費	会派が地域住民の市政に関する要望、意見を吸収するための会議及び会派の政策等を審議するための会議に要する経費（会場費、機材借り上げ費、印刷費等）
事務費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務経費（消耗品、通信運搬費、備品購入費等）